# 事前復興まちづくり計画 復興基本方針(素案)

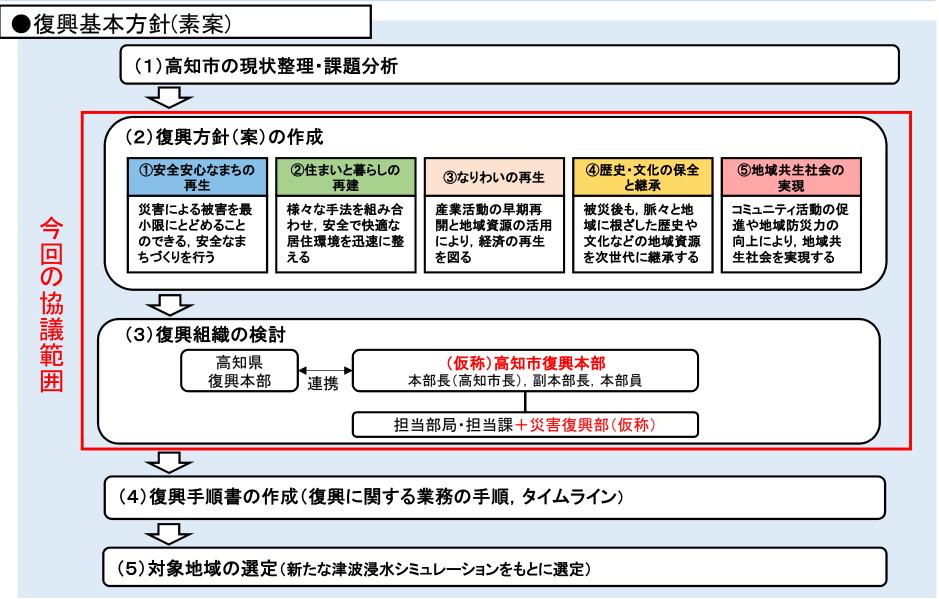
一復興方針(素案)一

# <目次>

事前復興まちづくり計画の全体図	•••••• 1
事前復興まちづくり計画の策定にあたって	····· 2 <b>~</b> 5
事前復興まちづくり計画の位置づけ	····· 6~7
事前復興まちづくり計画の方針	····· 8 <b>~</b> 9
基本理念(1~5)	10~29
復興組織の設置について	30~35
事前復興まちづくり計画の業務スケジュール	36

画

# 事前復興まちづくり計画の全体図



●地区別事前復興まちづくり計画

### ●事前復興まちづくり計画とは

発災後, 迅速かつ着実にまちの復旧・復興を進めることができるよう, あらかじめ復興の課題を想定し, まちづくりの目標や実施方針, 目標の実現にむけた課題や課題解決の方策をとりまとめたもので, 策定に当たっては, 専門家が参画し住民の合意形成のもと進めていく必要がある。

発災前にあらかじめ復興まちづくり計画を策定しておくことで、早期の復旧・復興事業の着手及び 職員の業務の負担軽減、被災後のまちの復興を早めることに繋げる。

### ●策定に至った経緯と今後

東日本大震災が起こった際に多くの自治体職員が被災し、応急復旧や被災者支援など膨大な業務に追われ、復興計画の策定が遅れ、<mark>復興事業の着手に期間を要した</mark>ことが課題となった。その結果、多くの住民が他地域へ転出し、復興後も人が戻ってこない状況が続いている。

このことから、令和4年度に本市は「高知市事前復興まちづくり検討プロジェクトチーム」を設置し、 令和5年度から事前復興まちづくり計画策定に着手した。

令和6年度から令和7年度に地区別事前復興まちづくり計画の素案を策定し、令和7年度から8年度に住民とのワークショップを開催し、被害想定や住民意向、地域特性を踏まえながら、事前復興まちづくり計画の策定に取り組んでいく。

### ●策定の目的

阪神・淡路大震災や東日本大震災の被災地では、広範囲にわたり被害が発生し、職員自身の被災や応急復旧、被災者支援に追われたことにより、復興計画の早期策定が困難となった。将来、発生が予想される南海トラフ地震においても、同等もしくはそれ以上の被害が見込まれることから、過去の地震・津波災害を踏まえ、被災後に復興まちづくり方針・計画を早期に策定し、適切な基盤整備の規模で被災地を復興し、より良い復興(ビルド・バック・ベター)の実現を目的とする。また、計画策定により「だれもが安心して住み続けられるまち。高知(仮称)」を目指す。

### ●効果•将来像

### ①効果

事前対策として既存計画との調整を図り、復興への備えを検討した事前復興計画をあらかじめ策定しておくことで、被災後のまちの機能回復に要する時間の短縮が見込める。また、職員が発災後の被災者支援や事務作業など膨大な業務と並行して復興計画の策定に取り掛かることができ、職員の負担軽減になる。

### ②将来像(実現のイメージ)

発災後は、事前復興まちづくり計画に沿ってまちの復旧・復興を早期かつ円滑に進められることができるようになっている。また、策定後は、様々な被災後の事態に迅速に対応できるようになっており、被災者への安心や復興への希望をもたらし、だれもが安心して住み続けられるまちが形成されている。

### 【地震・津波の想定】

(1)事前復興の検討にあたっては、最大規模の被害が生じる可能性のある「南海トラフ地震」に おける最大クラスの地震を対象とする。

地震の規模は、内閣府が示したM9.1, L2津波ハザードマップの津波浸水を想定する。主な被害は津波と揺れによるものとし、未耐震の建築物の多くは倒壊し、津波浸水深が高いところでは住宅が壊滅的な被害を受け、もしくは流されることを想定する。なお、想定した災害と実際の被災は異なることが考えられる。

(2)高知県は、平成24年12月10日に公表した津波浸水想定について、令和6年2月以降に、河川・海岸堤防等の構造物の整備状況を考慮した津波シミュレーションによる浸水範囲を、各市町村にデータ提供する予定としており、本結果をもとに事前復興まちづくり計画を検討する。

#### <注釈>

政府の地震調査研究推進本部では、南海トラフで発生する地震は、約100年から200年の間隔で繰り返し起きており、南海トラフ全体を一つの領域と考え、南海トラフ地震(M8~9)の評価における時間予測モデルによる「前回から次回までの標準的な発生間隔」を88.2年とし、令和5年1月1日現在、今後30年の発生確率を70%~80%と評価している。

L1の地震・津波	〇これまで国の中央防災会議において防災対策の対象としてきた,東海地震,東南海地震, 南海地震が連動するマグニチュード8程度のクラスの地震・津波。 〇間隔がおおむね100年~150年。	
L2の地震・津波	国の中央防災会議において設定された,最大クラス(マグニチュード9.1)の巨大な地震・ 津波。 ,000年あるいはそれよりも発生頻度が低いもの。	

### 【地震・津波対策の考え方】

- (1)地震対策として、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物 及び施設等についての耐震性の確保を進めている。
- (2)高知市では、東日本大震災を教訓として、たとえ被災しても「人命が失われないこと」を最重要とし、ハードとソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりを進めてきた。現在、国・県で高知海岸事業や三重防護事業を実施しており、令和13年度完成予定である。完成すると、L1地震による津波の浸水被害を防止することができる。
- (3)あらゆる規模の津波に対し、防潮堤などのハード整備で対策を講じることについて、現在の技術では費用が極めて膨大となり、また、高知市の風土、風景が犠牲になり現実的ではないため、 L2地震に対しては浸水面積や浸水深さを低減し、被害を小さくする減災対策を行う。



写真 昭和南海地震(M8.0)発災翌日(昭和21年12月22日) [※ 地盤沈下:1.2m~1.3m]

写真 現在の高知市

### 【計画の対象期間】

発災後は応急復旧を行い、約1か月後から約8年間の復興を計画している。



約1か月後

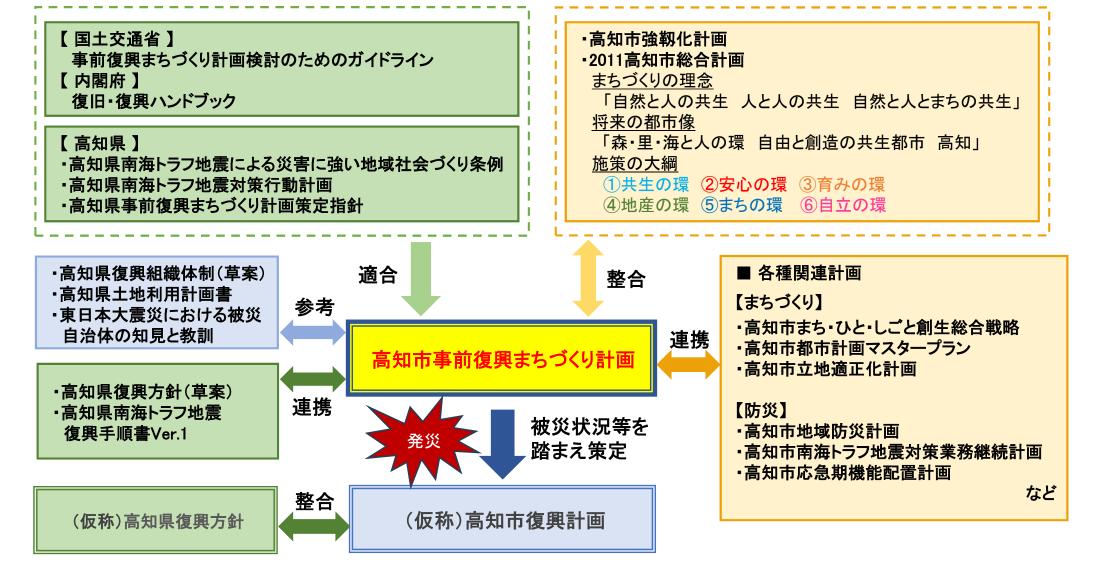
約8年

応急対策期

復旧•復興期

# 事前復興まちづくり計画の位置づけ

### 【事前復興まちづくり計画の関連計画等】



※災害廃棄物や止水排水、避難所開設など、応急対策期の仮設復旧については、「事前復興まちづくり計画」とは切り離し、それぞれの計画(高知市地域防災計画や業務継続計画(BCP)、高知市一般廃棄物処理基本計画)で実施するものとして考える。

# 事前復興まちづくり計画の位置づけ

### 【各防災に関する計画の運用時期】

	平常時	発災時	応急対策期	復旧•復興期
防災に関する計画				
高知市強靱化計画				
高知市地域防災計画	発	災		
地区防災計画	7			
高知市地震火災対策計画				
高知市備蓄計画				
高知市南海トラフ地震対策業務継続計画				
高知市物資配送計画				
高知市救助救出計画				
避難情報の判断・伝達マニュアル				
高知市南海トラフ地震応急期機能配置計画				
高知市事前復興まちづくり計画(復興方針,復興組織,復興手順書)				
高知市復興計画(発災から2か月を目途に策定)				

写真の出典:「東日本大震災 石巻市のあゆみ」

# 事前復興まちづくり計画の方針

### 【高知市総合計画】

- ■まちづくりの理念「自然と人の共生 人と人の共生 自然と人とまちの共生」
- ■将来の都市像 「森・里・海と人の環 自由と創造の共生都市 高知」

### 【高知市における事前復興まちづくりの方向性】

自然災害は、まちづくりと切り離すことのできない要素であり、災害後も向き合っていく必要がある。復興にあたっては、市民の総力をあげ、被災を繰り返さず、地域の課題を解決できるような安全・安心なまちづくりを進める必要がある。発災後も、引き続き市民や事業者が市内にとどまり、持続可能なより良い将来を築けるよう、地域の暮らしやコミュニティ、魅力を守り育て、だれもが安心して住み続けられるまち、高知を目指す。

■目指すべき姿 案1「発災後も住み続けたい 愛されるまち 高知」

案2「だれもが安心して住み続けられるまち 高知」

案3「ひと・まちが輝く 災害に強いまち 高知」

### ■高知市復興方針(素案)

### 基本理念1

安全安心なまちの再生

## 基本理念2

住まいと 暮らしの 再建

### 基本理念3

なりわいの 再生

## 基本理念4

歴史・文化 の保全と 継承

## 基本理念5

地域共生 社会の実現

# 事前復興まちづくり計画の方針

【基本理念と復興に向けた取組との相関図】

# 土地利用への影響や利用可能地の見通し

- ○持続可能なまちづくりの推進
- ○交通ネットワークの確保
- ○事業効果を踏まえた土地 利用の検討
- ○人口減少の対策
- ○早期帰還の対策
- ○教育・医療・福祉の対策

安全安心な まちの再生

#### 南海トラフ地震の被害想定

- ○居住地復興パターンの検討
- ○安全なエリアへの移転を検討
- ○ハード対策及びソフト対策の 実施

なりわいの

再生

#### 産業への影響

- ○主要産業の再生
- ○雇用の創出
- ○事業継続の支援
- ○観光業の再生
- ○新産業の創出
- ○産業の早期復興
- ○競争力の維持・向上

住まいと 暮らしの再建

だれもが安心して住み

続けられるまち 高知

#### 歴史文化を継承する視点

- ○地域特有の文化の継承
- ○歴史的建造物等の復興
- ○震災の記憶の伝承
- ○スポーツの復興

歴史・文化の 保全と継承

地域共生社会 の実現

### 人口の現状及び 将来の見通し

- ○人口減少の対策
- ○総合計画との連動
- ○早期帰還の対策
- ○教育・医療・福祉の対策

事前復興まちづくり計画を策定することにより実現

## 1. 安全安心なまちの再生





### 方針

災害による被害を最小限にとどめることのできる、安全なまちづくりを行う

### ■根拠

- ・高知市総合計画では、主要課題に『市民の生命と財産を守る』があり、「大規模災害に備え、市民 の生命と財産を守り、まちの安全を高める」が設定されている。
- ・たとえ被災しても「人命が失われないこと」を最重要とする。
- ・周期的に発生する南海トラフ地震に備え、災害に強いまちづくりを実現する。

#### ≪ 関連計画 ≫

- ▶ 県復興方針 「1. 命を守る」
- ▶ 市総合計画 「①大規模災害に備え、市民の生命と財産を守り、まちの安全を高める」

### > 高知県事前復興まちづくり計画策定指針

- ・庁舎、学校等の災害対策の拠点となる施設は浸水しないエリアへの配置を基本とする。
- ・居住地は浸水しないエリアへの配置を基本とする。ただし、被害想定や市街地の立地状況等から現地再建が望ましい地域は、多重防御により、津波浸水を抑え居住することとする。
- ・店舗や工場等の施設は、地域産業の早期再建の観点から、 津波浸水を許容した土地利用を検討する場合には避難対策 が前提となる。

## 1. 安全安心なまちの再生

### ■目標

【ハード面における目標】

- (1)復興に向けた市街地整備方策は、都市構造や被災状況等により、災害に強いまちづくりの視点に基づき、現地再建、嵩上げ再建、新市街地整備、高台移転の市街地復興パターンについて検討し、安全な市街地・公共施設の整備を行う。(参考資料p.5~7)
- (2)二線堤など津波に対する多重防御の施設建設等,津波に対するハード対策を図る。
- (3)庁舎, 学校等の災害対策の拠点となる施設は, 耐災性のある堅牢な建物で津波による浸水 深以上の階へ避難できる施設とするなど, 災害時の機能確保を図る。
- (4)再度襲来する可能性のある津波等の災害から地域を守る港湾·海岸施設の復旧を国·県と連携し迅速に行う。
- (5)津波避難ビルの指定や避難路の再整備,災害公営住宅の高階層化などにより<mark>安全な避難</mark> 場所を確保する。
- (6)防災無線などの避難に必要な<mark>情報インフラの施設を再構築</mark>する。
- (7)避難における安全性や延焼遮断性の向上を図るとともに、緊急車両の通行や円滑な緊急活動を可能とするため、防災道路等を整備する。

## 1. 安全安心なまちの再生

### ■目標

### 【ハード面における目標】

(8)地震による地盤沈下に伴う排水区域の拡大に対し、流域に関わるあらゆる関係者が協働して 水災害対策を行っていく「流域治水」の考えを踏まえ、<mark>排水ポンプの整備等</mark>を行う。

### 【ソフト面における目標】

- (1)地震発生後、命が失われないようにするためには、自ら判断し、自らの身を守るための知識の習得や、**津波から「逃げる」意識**の浸透を図ることが必要であることから、講習会、防災訓練や各種イベントなど、さまざまな普及啓発の取組を行う。
- (2)市全体及び各地域の特性や被災状況を踏まえ, 防災活動体制の強化, 避難計画等の作成, 「高知市地域防災計画」の見直し・充実を図る。
- (3)平時からの近所付き合いや住民同士の支え合い活動,地域での行事などを通じて住民同士がつながりを持つことで,被災により分断された地域コミュニティを早期に復活させ,地域防災力の強化を図る。
- (4)高齢者や子ども、障害者など、すべての人が支え合う地域共生社会の実現を目指し、相談支援体制の整備や公衆衛生環境の向上を進めることで、災害関連死、孤独死などを防ぐ。

## 1. 安全安心なまちの再生

- ■復興期の事業例(参考:復旧・復興ハンドブック、被災市町村の復興計画等)
  - ・津波・高潮対策→防潮堤の嵩上げ(関連:2.住まいと暮らしの再建)
  - ・建築制限, 区画整理事業 (関連:2.住まいと暮らしの再建)
  - ・災害危険区域の指定(関連:2.住まいと暮らしの再建)
  - ・宅地・公共施設の移転・嵩上げ(関連:2.住まいと暮らしの再建)
  - ・復旧や復興に関する研修会、防災訓練や各種イベントの実施
  - ・避難計画や「高知市地域防災計画」等の見直し・作成
  - ・防災活動体制の強化、ハザードマップの作成、避難計画等の作成
  - すべての被災者に向けた相談支援体制の整備
  - ・公衆衛生環境の向上

## 2. 住まいと暮らしの再建











## 方針

様々な手法を組み合わせ, 安全で快適な居住環境を迅速に整える

### ■根拠

- ・命を守った後,避難所生活から仮設住宅に移行し、最終的に定住型住居が必要となる。
- ・平時の生活に戻すため、都市基盤の復興を早期に実施することが重要である。
- ・次なる災害への備えとともに、暮らしやすさや地元への愛着心など、暮らしやすく魅力的なまちづく りを実現する。
- 住宅や都市機能施設を早期に復興し、市民の快適な生活を確保する。

#### ≪ 関連計画 ≫

▶ 県復興方針 「2. 生活を再建する」

#### ▶ 市総合計画

- 「①大規模災害に備え、市民の生命と財産を守り、まちの安全を高める」
- 「④すべての市民が安心して健やかに暮らすことができる環境を整える」
- 「⑤知・徳・体の調和のとれた人材を育てる」
- 「⑥豊かな自然環境の保全と低炭素・循環型社会を創る」
- 「⑧多様な主体と連携・協働しながら共に発展し、自主自立のまちを築く」

#### > 高知県事前復興まちづくり計画策定指針

- ・新しいまちは可能な限り既存のまちの近 くに整備し道路網や公共交通を確保する。
- ・点在する複数の小規模集落については、 公共サービス維持の観点から集約化も視 野に入れつつ、既存コミュニティの再建 を踏まえて復興を検討する。

## 2. 住まいと暮らしの再建

### ■目標

【ハード面における目標】

- (1)地域特性(海に面した地や内陸地等)を踏まえ、被災地域からの移転や安全性が高められた地域への集約については、可能な限り既存のまち(集落)の近くに整備し、道路網や公共交通を確保しつつ、持続可能なコンパクト・プラス・ネットワークを目指す。(参考資料p.10)
- (2)県との共同による応急的な住まいの提供について、より確実に必要戸数を確保するため、建設及び賃貸による<mark>応急仮設住宅の早期の供給</mark>に努めるとともに、仮設診療所の整備や福祉・介護サービスの提供など医療・福祉による生活支援について検討する。(参考資料p.11)
- (3)自力再建困難な被災者には、<mark>災害公営住宅</mark>を提供する。その際、コミュニティ維持を含めた被災者ニーズに適切に対応するとともに、建設戸数の適正規模に留意する。また、仮設住居から定住型住居へのスムーズな移行を図る。
- (4)<mark>保健, 医療, 福祉, 教育に関する施設等</mark>については, 被害状況に応じて, 施設の整備を含め, 施設機能の早期復旧に努める。
- (5)市民が安心して生活できるよう, 道路や上下水道等の早期復旧を行うとともに, 耐震化を図る。
- (6)地域の移動ニーズを踏まえた上で、地域住民の重要な生活基盤である公共交通機関の早期 再開を図る。

## 2. 住まいと暮らしの再建

### ■目標

【ソフト面における目標】

- (1)住宅再建, ライフラインの復旧, 罹災証明等に関する相談窓口を設置するなど, 安心して暮らせる生活の再建を支援する。
- (2)大規模の被災により<mark>幼児教育・保育・学校教育等の機能</mark>が失われた場合,早期復興に向けた環境を整備するとともに,日常の学校生活を復活させ,子どもの健全育成を図る。 (参考資料p.12)
- (3)被災者の不安や抑うつ等の心の問題に早期に関わることにより、精神疾患の発症防止を図るとともに、高血圧等生活習慣病の悪化を防ぎ、心身の健康の維持増進に努める。また、地域とのつながりを再構築し、孤立化を防ぐ。
- (4)各種支援金の支給や, 負傷又は住居, 家財に被害を受けた被災者に対する災害援護資金など, 被災者への経済的な対策を検討し, 必要な支援を講じる。

## 2. 住まいと暮らしの再建

- ■復興期の事業例(参考:復旧・復興ハンドブック、被災市町村の復興計画等)
  - ・被災した住宅を補修・再建。自力再建への支援と災害公営住宅の建設。
  - ・住宅確保のための資金支援。
  - ・被災者が生活の復興を図るための安定した雇用の実現(関連:3.なりわいの再生)
  - •雇用調整助成金制度等の補助制度の活用
  - ・経済的支援により、被災世帯の当面の生活安定化支援
  - ・民間との連携を図りながら医療・保健, 福祉サービス, 地域での居場所の機能回復
  - ・公共施設の復旧
  - ・公共土木施設等の災害復旧
  - ・津波・高潮対策→防潮堤の嵩上げ(再掲)(関連:1.安全安心なまちの再生)
  - ・安全な市街地・公共施設整備
  - ・建築制限, 区画整理事業等(再掲)(関連: 1.安全安心なまちの再生)
  - ・災害危険区域の指定(再掲)(関連: 1.安全安心なまちの再生), 建築物の耐災性強化
  - ・宅地・公共施設の移転・嵩上げ(再掲)(関連: 1.安全安心なまちの再生)
  - ・都市基盤施設の復興(道路・公園・公共交通等)
  - ・ライフライン施設の復興
  - ・太陽光蓄電式街路灯の設置等による再生エネルギー活用(関連:3.なりわいを再生する)
  - ・被災者自身の立ち直り、生活の再建の意識の回復のため、医療・保健、福祉、教育等の行政 サービス等の役割と機能回復(関連:5.地域共生社会の実現)

## 3. なりわいの再生















## 方針

産業活動の早期再開と地域資源の活用により、経済の再生を図る

### ■根拠

- ・命を守った後、暮らしの復興を進めていく中で、生計を立てるために働く場所の確保が必要となり、 方針1、2と同時進行で、産業の再生を行わなければならない。
- 市内の従事者が、他市町村や他県へ流出することを防止し、本市の地域資源を守れるよう、早急に産業を再生する必要がある。
- 住民が安全・安心して暮らせるよう、産業及び経済活動を再生する必要がある。

### ≪ 関連計画 ≫

- 県復興方針「3. なりわいを再生する」
- > 市総合計画
  - 「②地産外商, 観光振興により, 高知の強みと地域資源を活 かした産業を興す」

### > 高知県事前復興まちづくり計画策定指針

- ・地形や気候を活かしたなりわいを早急に再生し、地域に住み続ける基盤を築く。
- ・多様な資源や潜在的な可能性など地域の特性を活かした復興の実現

#### 【土地利用の基本的な考え方】

- ①店舗や工場等の居住を伴わない事業系の施設は、地域産業の早期再建の観点から 津波浸水を許容した土地利用も検討する。
- ②農業・漁業集落は、命を守るため、職・住分離も視野に検討する必要がある。なりわいと暮らしが深く関わるため、住みやすさと働きやすさを考慮して、宅地や農地などを配置する。

## 3. なりわいの再生

### ■目標

【ハード面における目標】

- (1)初動期もしくは応急期には、共同仮設工場・共同店舗の設置を進めるなど、事業所の確保 を図る。(参考資料p.16)
- (2)被災した事業者に対して、事業用地の確保や工業団地、それに伴うアクセス道路・インフラの整備を進める。
- (3)店舗や工場等の居住を伴わない事業系の施設は、地域産業の早期再建の観点から、災害危険区域内においても、避難タワー・避難ビルや避難路等が整備されている区域では建築を可能とする基準について検討する。
- (4)災害復旧事業等により、**農林漁業用施設等**の復旧、再建施策を行う。農地の生産基盤の復興に向けて、農業用施設や用排水施設を早期に復旧する。
- (5) 観光施設の再建・整備や誘致活動を行うなど、観光客を呼び戻す施策を講じる。

### 【ソフト面における目標】

- (1)被災した事業者に対して、新たな事業再建用地等の情報提供を行い、商工会議所等との連携のもと経済的支援等を実施するなどし、雇用を維持・確保を図る。(参考資料p.13~15)
- (2)事業の安定化を見据えた持続可能な物流や販路を早期に構築する。

## 3. なりわいの再生

### ■目標

【ソフト面における目標】

- (3)既存産業に加え, 6次産業化を含めた地域資源の効果的な活用により, 産業全体の活性化を 図る。(参考資料p.17)
- (4)産業の早期復興を目指し、デジタル技術(ITやAI等)の活用により生産性の向上と事業構造の 変革の促進を図る。(参考資料p.18)
- (5)災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を図るため、公共施設をはじめ住宅や事業所における太陽光などの再生可能エネルギー設備の導入を積極的に進め、併せて省エネルギーの更なる推進に努める。
- (6)**漁業・水産加工業、農業、林業が機能的に再編・強化**され、付加価値の高い地場産品として 流通・販売の支援強化を図り、多様な担い手の確保・育成を推進する。
- (7)国内外の観光客に評価される観光地域づくりに向けて、発災後も「自然」「歴史」「食」の観光 基盤を守り、発展させていく。

## 3. なりわいの再生

- ■復興期の事業例(参考:復旧・復興ハンドブック、被災市町村の復興計画等)
  - ・被災者が生活の復興を図るために、安定した雇用の実現(再掲)(関連:2.住まいと暮らしの再建)
  - ·各種融資制度の活用·創設等
  - ・「中小企業等グループ支援事業」や企業立地促進法による各種支援策及び高度化資金活用
  - ・経営相談・取引先をあっ旋
  - ・事業所を確保するため、賃貸型共同仮設工場・店舗の設置
  - ・観光客を呼び戻すための観光施設の整備や誘致活動
  - ・観光施設のあり方を含め,市全体の観光戦略を再構築し,集客力の強い施策を断続的に推進
  - ・災害復旧事業等により、被災した農林漁業用施設等の復旧、再建施策の実施
  - ・農地の生産基盤の再興に向けた、農業用施設や排水施設の早期復旧と除塩と有害物質の除去
  - ・地元企業による新分野への事業展開への支援や,地域資源を活用した起業支援の実施
  - ・太陽光蓄電式街路灯の設置等による再生エネルギー活用(再掲)(関連:2.住まいと暮らしの再建)

## 4. 歴史・文化の保全と継承







## 方針

被災後も、脈々と地域に根ざした歴史や文化などの地域資源を次世代に継承する

### ■根拠

- ・大規模な被害により、まちの姿や生活のあり方等が大きく変化する中で、被災者の精神的苦痛に 寄り添い、故郷を感じることのできる心の拠りどころが重要となる。
- ・被災により、本市特有の歴史・文化が失われないよう保全するとともに、<mark>継承の担い手</mark>を確保する 必要がある。
- ・本市の重要な地域資源である歴史・文化を守ることは、観光サービス業等の産業・経済を再生することにもつながる。

#### ≪ 関連計画 ≫

県復興方針「4. 歴史・文化を継承する」

### > 市総合計画

- 「②地産外商、観光振興により、高知の強みと地域資源を活かした産業を興す」
- 「④すべての市民が安心して健やかに暮らすことができる環境を整える」
- 「⑦ 土佐の風土に根ざした歴史・文化を受け継ぎ発展させる」

> 高知県事前復興まちづくり計画策定指針

・脈々と地域に根ざした歴史や文化など地域の資源を次世代に継承する。

#### 【土地利用の基本的な考え方】

①歴史や文化などの地域資源を地域の心の支えとなる シンボルとして再生・活用する。

## 4. 歴史・文化の保全と継承

### ■目標

### 【ハード面における目標】

- (1)本市所有の旧山内家下屋敷長屋や旧関川家住宅などの歴史的建造物の復旧について早期 着手を目指す。(参考資料p.19)
- (2) 芸術文化の拠点施設の復旧について早期着手を目指す。(参考資料p.20)
- (3)震災の記憶や震災を通じ得られた教訓を風化させることなく後世に伝える取組を行う。
- (4)スポーツ施設の整備などにより、スポーツを通じた住民の健康増進と復興への活力を高める。

### 【ソフト面における目標】

- (1)人々の暮らしとともに歴史を積み重ねてきた「おきゃく」や「街路市」など市独自の文化の早期 再開を目指し、高知の魅力や強みとなる貴重な地域資源を復活させる。
- (2)よさこい祭りや高知龍馬マラソン、こうちまんがフェスティバルなど、参加者が活力を感じ、交流が生まれるイベントの実施などを通し、自由闊達で創造性に富んだ独自の文化の力による魅力あるまちを復活させる。

## 4. 歴史・文化の保全と継承

### ■目標

【ソフト面における目標】

- (3)野球やサッカーなど、地元スポーツチームの活動再開を支援するとともに、活躍を応援することで復興への活力を高める。
- (4)災害発生後, 市民一人一人の心の復興を目指して文化活動の再開を支援し, 芸術や歴史, 食, まんがなどの文化振興によるまちづくりを推進する。
- (5)復興に伴う住環境の整備が図られても、豊かで生きがいのある生活を送るためには、文化、 生涯学習、生涯スポーツの振興は必要であり、情緒豊かな人材を育成する文化振興事業及び スポーツ振興事業を充実させる。
- (6)芸術文化に触れる音楽・文化イベントなどの機会を設け、震災で荒んだ被災者の心に寄り添い、心のケアを行う。
- (7)どろんこ祭りや輪抜けさまなど、<mark>地域に伝わる伝統行事や風習</mark>について、魅力的な文化を 早期再開し、継承していく。

## 4. 歴史・文化の保全と継承

- ■復興期の事業例(参考:復旧・復興ハンドブック、被災市町村の復興計画等)
  - ・被災した歴史的建造物を補修・再建
  - ・被災した芸術文化の拠点施設等を補修・集約化
  - ・震災について継承するための方法の検討(関連:5.地域共生社会の実現)
  - ・被災したスポーツ施設の補修・集約化
  - ・地域資源や伝統行事、風習に触れることのできるサロンの開催
  - ・音楽やスポーツなどの文化振興事業の実施

## 5. 地域共生社会の実現





## 方針

コミュニティ活動の促進や地域防災力の向上により、地域共生社会を実現する

### ■根拠

- ・現在, 高知市は人口減少や少子高齢化が進み, 住民同士のつながりが希薄化, 地域活動の担い 手不足など, コミュニティ活動の継続が困難な地域が見られる。
- ・東日本大震災においては、避難や避難所生活で家族と地域コミュニティのつながりがもっとも心強 かったとの声が多くあり、日頃から互いに支え合う関係づくりをしていくことが大切である。
- ・大規模災害に対応するためには、自助(自分の命は自分で守る)や共助(自分たちのまちは自分たちで守る)に基づく地域防災力の強化が大切であり、平時から地域行事などを通じて住民同士の交流を深めるとともに、自主防災組織による防災活動の推進を図っていくことが必要である。(参考資料p.22)
- ・地域のあらゆる住民が役割を持ちながら支え合う「地域共生社会」の実現を目指す。

#### ≪ 関連計画 ≫

▶ 県復興方針 「5. 地域の課題等の解決につなげる」

#### ▶ 市総合計画

「⑧多様な主体と連携・協働しながら 共に発展し、自主自立のまちを築く」

### > 高知県事前復興まちづくり計画策定指針

- ・地域の課題やグローバルな課題等を解決する先進的なまちづくり
- ・人口減少, 少子高齢化, 担い手不足などの諸課題を解決する先進的なまちづくり

#### 【土地利用の基本的な考え方】

- ①公共サービスの維持などのために集落の集約化による住みやすいまちづくりや, 高度化した情報通信技術等による新しい生活スタイルも踏まえ, 以前より住みやすいまちづくりを目指す。
- ②持続可能な社会の実現を目指した視点等を盛り込む

### 5. 地域共生社会の実現

### ■目標

【ハード面における目標】

- (1)教育活動や社会活動、コミュニティ活動等の拠点となる学校、各地域のふれあいセンター(コミュニティセンター)等は、地域コミュニティの拠点であるため、早期の復旧を行い、機能回復を図る。
- (2)地域特性(海に面した地や内陸地等)を踏まえ、被災地域からの移転や安全性が高められた地域への集約については、可能な限り<mark>既存のまち(集落)の近く</mark>に整備し、道路網や公共交通を確保しつつ、持続可能なコンパクト・プラス・ネットワークを目指す。(再掲)
- (3)震災の記憶や震災を通じ得られた教訓を風化させることなく後世に伝える取組を行う。(再掲)

### 5. 地域共生社会の実現

### ■目標

【ソフト面における目標】

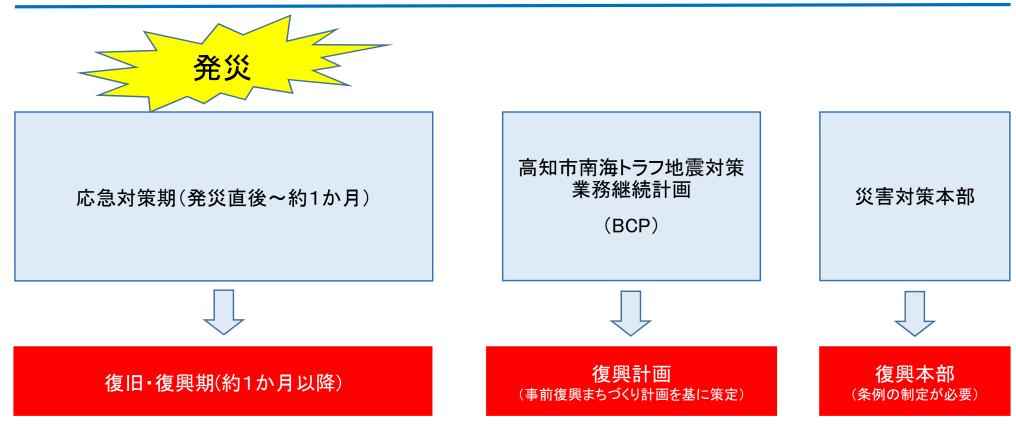
- (1)仮設住宅や集団移転先での新しいコミュニティに対応するため、町内会や民生委員・児童委員等の住民による地域の見守り活動再開について、支援を行う。
- (2)学校や地域において、実際の地域活動(地区運動会や夏祭り等)を通じて、子ども・保護者・地域住民といったコミュニティを広げ、地域に根付く持続的なコミュニティ形成を図る。 (参考資料p.22)
- (3)被災により変貌した地域に対して、復興により新たに整備されたまちや既存地域の<mark>町内会活動、地域内連携協議会等の地域団体の活動に向けた支援</mark>を行い、地域防災力の強化を図る。
- (4)民生委員児童委員,地区社会福祉協議会,福祉委員による活動など,地域福祉の推進や課題解決力の基盤となる住民の地域福祉活動を支援し,活動の再開を図る。
- (5) **町内会・自治会, 民生委員児童委員活動, サロンや子ども食堂**等の集いの場の活動再開を 高知市社会福祉協議会等と共に支援し, 行政内部における組織の横断的な連携を強化し ながら地域課題の解決を目指す。

## 5. 地域共生社会の実現

- ■復興期の事業例(参考:復旧・復興ハンドブック、被災市町村の復興計画等)
  - ・被災した自治公民館等の補助金制度の補助率嵩上げと補助限度額の引き上げ
  - ・被災者自身の立ち直り、生活の再建の意識の回復のため、医療・保健、福祉、教育等の行政 サービス等の役割と機能回復(再掲)(関連: 2.住まいと暮らしの再建)
  - ・震災について継承するための方法の検討(再掲)(関連:4.歴史・文化の保全と継承)
  - ・復興に向けたまちづくり協議会を設置及び活動支援
  - ・校舎の補修・再建や被災地域における学校の合併
  - ・町内会の再設置や地域内連携協議会の設立・再設立の支援
  - ・庁内で部局横断的に対応できる復興組織の構築
  - ・自主防災組織を中心とした、コミュニティごとの呼びかけの徹底
  - ・交流サロンやイベント等を開催し、地域コミュニティ活動の推進

# 復興組織の設置について

### 1「事前復興まちづくり計画」における復興組織の概要



【災害対策本部から復興本部への移行時期】



※災害対応の進行に伴い、被災地域の再建・復興を図る業務を行うため、災害対策本部と復興本部が同時に設置されることが想定される。

### 2 復興組織に関する事前整備の必要性

- ▶ 南海トラフ地震が発生した場合、本市では揺れや津波による甚大な被害が想定されており、震災からの復興業務は多岐にわたり、部局横断的な対応が求められる。
- ▶ 東日本大震災で被害の大きかった自治体(宮城県石巻市〜岩手県釜石市)を視察し、早期復興・市民の不安解消をするため、 復興に100%専念できる新しい部を創設し、専門のチームを設置することが重要であることを確認した。
- ▶ 発災後,復興に向けた業務を全庁で一体的かつ迅速に推進するため,災害対策本部とは別に,市長を本部長とした「復興本部」を設置する。

#### 3 復興本部の体制

- ▶「復興本部」は、庁内における復興業務に関する意思決定機関として、本市の目指す復興後の姿を明確に示した復興方針や多岐にわたる各種復興業務を総合的かつ迅速に推進する。
- ▶ 被災状況により、本市における復興業務推進の司令塔として、各部局の統括、特に横断的又は新たな視点での対応が必要となる分野を専任で所管する「災害復興部」の設置を検討する。
- ▶「復興本部」の設置期間は、復興期間の目標である約8年を目途とする。

#### 復興本部

本部長(市長)

副本部長(副市長)

本部員(全部局長)

行教消上会都農商環ご健市財<mark>災</mark>防総政育防下計市林工境と康民務害災務 委委局水管建水観部 未祉働 興策 員員 道理設産光 来部部 部 会会 局者部部 部

※被災状況や復旧・復興のフェーズの移行により、 必要に応じ、職員定数に関する条例や事務分 掌に関する条例の例規の整備等を行う。

### 4 災害復興部における各課の役割・体制

#### (1)復興総務課

- ・復興本部の運営
- ・部内の人員配置や調整
- ・被災者からの相談の受付
- 広報や対外的な対応

#### (2)復興政策課

- ・復興方針の策定
- ・復興計画の策定
- ・復興委員会の運営
- ・復興に関する条例,規則の制定
- ・災害復興部の予算に関すること

#### (3)住宅再生課

- ・応急仮設住宅の供給
- ・災害公営住宅の供給
- 建設地の確保

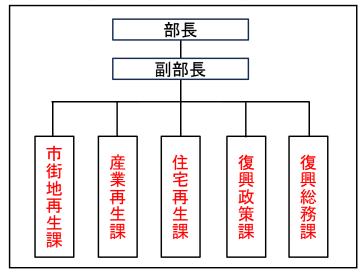
#### (4)産業再生課

- ・復興に関する産業支援
- ・復興に関する雇用対策、産業支援
- 農林漁業施設の整備
- 農林漁業施設の機能確保
- 観光資源の再生

#### (5)市街地再生課

- ・新市街地に関する用地取得
- 市街地再開発事業の実施
- •区画整理の実施
- ※上記以外の復興に関する業務は、各所管課で実施。

#### 高知市災害復興部(案)



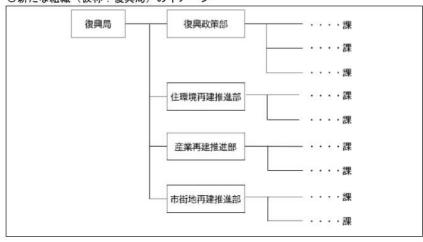
※新組織は、被災状況や市民のニーズにより、 段階的に組織化する。

#### 【参考】和歌山市事前復興計画における庁内組織

#### 第2項 庁内組織の改正

災害復興本部体制において復興関連事業を実施していくにあたり、より機能的な組織 運営を図るため、庁内組織の新設を含めた庁内組織の改正を検討します。

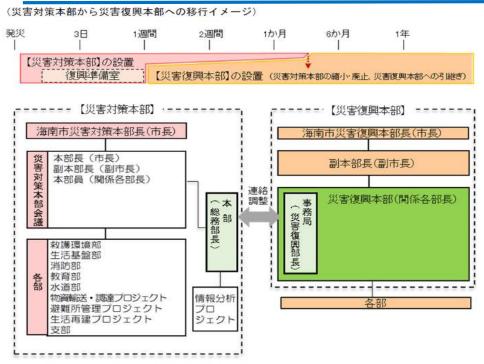
#### ○新たな組織(仮称:復興局)のイメージ



## 5【参考】石巻市における復興組織の遷移

部設置前】 ~H24.1.31	【震災復興部】 H24.2.1~H25.7.31	【復興政策部と復興事業部】 H25.8.1~H29.3.31	【復興政策部、 H29.4.1~R3.3	復興事業部、半島復興事業部】 31	【復興政策部、復興事業部】 R3.4.1~
		(復興政策部)	(復興政策部)		(復興政策部)
復興対策室 H23.4.11	復興政策課 H24.2.1	復興政策課 復興政策課	復興政策課 復興政策認	<b>#</b>	復興政策課
	協働プロジェクト 推進課	新産業創造課 ICT総合推進室 H27.4.1	ICT総合推進室	室	ICT総合推進室 R3.4.1
		地域協働課 H27.4.1	地域協働課 地域協働認	 ₹	地域協働課
		地域振興課 H27.4.1	地域振興課 地域振興誌	 果	地域振興課
		1	震災伝承推進室 震災伝承推進	<b>生室</b>	震災伝承推進室
		(復興事業部)	(復興事業部)		(復興事業部)
基盤整備課 H23.5.1	基盤整備課基盤整備課	基盤整備課基盤整備課	基盤整備課基盤整備認	基盤整備課基盤整備課	基盤整備課
					課の遍歴です。横に読んでいって
			市街地再開発整		H31.4.1区画、基盤に統合
		区画整理1課 H25.8.1	区画整理1課 区画整理1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	区画整理課 H25.1.1	区画整理2課 H25.8.1	区画整理2課 区画整理2計	深 区画整理課 H30.4.1 区画整理課	区画整備課
	土地利用住宅課 復興住宅課 H24.7.1	復興住宅課 復興住宅課	復興住宅課 復興住宅記	復興住宅課 H31.4.1廃止	
	集団移転推進課 H24.5.1	集団移転対策1 課 集団移転推進課 H26.4.1	集団移転推進課集団移転推進	集団移転推進課集団移転推進課	宅地管理課 R3.4.1
	土地利用課 H24.7.1	集団移転対策2 課	用地課用地課	用地課 H31.4.1 基盤に統合	
		土地利用課 H25.8.1 用地管理課 H26.4.1	用地管理課用地管理認	∦ H30.4.1集団仁統合	
			(半島復興事業部)		
		3	半島拠点整備課 H28.4.1 半島拠点整例 H29.4.1		半島整備推進課 R3.4.1
	漁業集落整備課	7	漁業集落整個	###   漁業集落整備課   漁業集落整備課   漁業集落整備課	<u> </u>

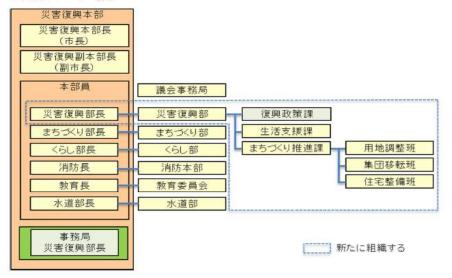
### 6【参考】他自治体の復興組織(海南市・大船渡市)



#### (本市における初年度の災害復興本部の体制イメージ)

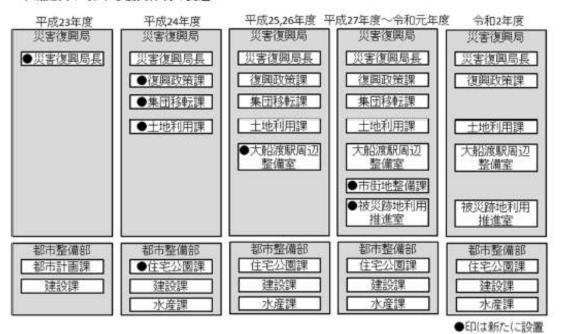
次頁に示す大船渡市の体制を参考に、初年度の災害復興本部の体制として、復興政策課、まちづくり推進課(用地調整班、集団移転班、住宅整備班)の設立や、東日本大震災の課題でもあった災害による肉体的・精神的ダメージを受けた被災者に対する迅速かつ総合的な支援のため、被災者の生活支援を目的とした生活支援課を応急復旧期の段階で組織することを検討します。

#### ○体制イメージ (案)



#### (参考)

#### 大船渡市における復興体制の変遷



(出典:「大船渡市」復興記録誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」を基に市で作成」)







災害復襲計画策定委員会

大船渡市では、平成23年3月13日頃から復興に向けた新たな組織体制の検討に着手しま した。検討にあたっては、大船渡市のチリ地震の災害誌や他市の災害誌を参考にしました。 3月23日、東日本大震災からの復興を推進する専任部局として「災害復興局」が設置され、 局長以下6名を配置しました。

その後、同年4月11日には、市長を本部長とする市災害復興推進本部を設置し、令和2 年度まで継続して、復興の推進に取り組みました。

### 7【参考】高知県復興組織体制(草案)

#### 1 策定の趣旨

南海トラフ地震が発生した場合、本県では揺れや津波による甚大な被害が想定されており、震災からの 復興業務は多岐にわたり、部局横断的な対応が必須になるため、速やかに復興業務を開始するための組 織体制を事前に整備する必要がある。

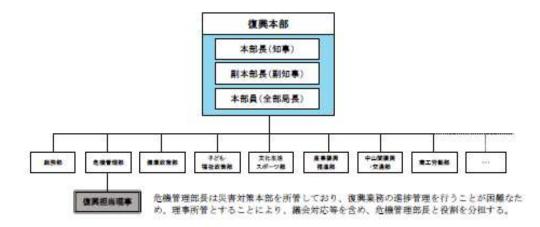
#### 2 復興本部の体制

復興に向けた業務を全庁で一体的かつ迅速に推進するため、災害対策本部とは別組織となる、知事を本 郵長とした、「復興本部」を設置する。

復興本部の設置にあわせ、危機管理部内に、復興本部の運営を担い、各部局の復興業務を統括する復興 担当理事を配置する。

#### ●復風太部とは

庁内における復興業務に関する意思決定機関。本県の目指す復興後の姿を明確に示した 復興方針や多岐にわたる各種復興業務を総合的かつ迅速に推進する。



#### 3 設置の基準

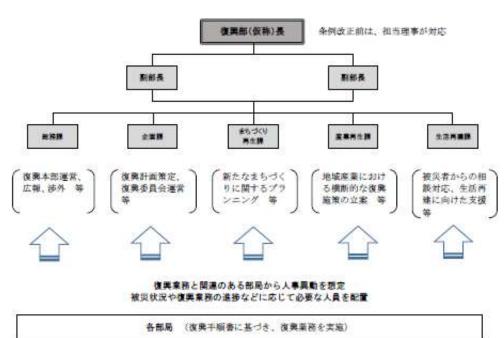
県内において大規模災害が発生し、国が災害対策基本法に規定する「非常災害対策本部」または「緊急 災害対策本部」を設置した場合を基準として、復興本部設置の検討を行う。

#### 4 復興業務の推進体制

速やかに高知県部設置条例の改正を行い、「復興部(仮称)」を設置する。

#### ●復興部(仮称)とは

復興本部の運営を担い、各部局の復興業務を統括する専任組織。本県における復興業務 推進の司令塔として、各部局の統括、特に横断的又は新たな視点での対応が必要となる分 野については、専任で所管する。



## 事前復興まちづくり計画の事業スケジュール

令和5・6年度 復興基本方針(案)の策定

令和6・7年度 地区別事前復興まちづくり計画(素案)の作成

令和7・8年度 地区別事前復興まちづくり計画(案)の策定

令和8年度末の完成を目指す。

